

収入が多ければ良いとは限りません

知らなきや損する

退職後の生活設計を考える際に、重要なのは収入です。給与のように一定金額を収入として受け取れるようにしておく、お金の管理はしやすくなります。退職金については、一時金で受け取るか、年金(企業年金)で受け取るかで、税金などに違いがあります。

退職後の収入として、退職一時金、公的年金、企業年金、個人年金などが考えられます。収入金額は多い方が安心なのですが、収入から税金(所得税と住民税)や社会保険料(年金保険料、健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など)を納めることになるので、ただ収入が多ければ良いとは言えません。収入金額から税金や社会保険料が差し引かれた手取り金額が、重要です。

それぞれの収入と税金・社会保険料の関係を簡単に図表にしました。所得税・住民税は、収入でなく所得から計算されます。国民年金保険料は60歳になれば支払いはありませんが、40年加入の満額に不足する場合に厚生年金に加入していないなら任意加入することも可能です(図表※1)。

退職後の健康保険は、「会社の健康保険に加入する(任意継続)」か「被扶養者として家族の保険に加入する」以外は、国民健康保険です(図表※2)。国民健康保険料は住んでいる市町によって計算方法が異なります。所得割・均等割・平等割などで計算され

60歳以降に退職して、会社員でなくなると…○対象 ×対象外				
収入	所得税・住民税	国民年金保険料	国民健康保険料	介護保険料
公的年金(60~64歳)	○	× ※1	○ ※2	○
公的年金(65~74歳)	○	×	○ ※2	○
公的年金(75歳~)	○	×	○ ○後期高齢者 医療制度に	○
退職金	○(分離課税)	×	×	×
企業年金	○	×	○	○
個人年金	○	×	○	○
遺族年金	×	×	×	×

※社会保険料には、軽減措置などもある。

ます。所得割は住民税の課税状況を基に計算されるため、収入が増えると保険料も増えることになります。介護保険料も市町によって計算方法が異なりますが、65歳までが国民健康保険なら一緒に計算されます。65歳からは個々の住民税の課税状況や合計所得金額に応じて段階的に定められていて、年金から天引きされることになります。収入が増えるとやはり保険料が増える可能性があります。

また75歳になると健康保険は被扶養者だった人も全員が後期高齢者医療制度に変わり、それぞれ収入などに応じて保険料が計算されます。また、一定の収入があると70歳以上の医療費の窓口負担が増えたり、高額療養費制度における自己負担限度額が上がったりすることがあります。このように退職後、収入金額だけで生活設計を考えて良いかということです。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 ……1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

